

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(一) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特 定 法 人 の 名 称 等		1	(第 号該当法人)	期首海外投資等損失準備金の金額	12	円	
本 店 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	2			翌	5 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 額 (25 の 計)	13	
				期	同 上 以 外 の 場 合 に よ る 益 金 算 入 額 (26 の 計)	14	
資 源 開 発 投 資 法 人 等 の 認 定	3		第 号	繰	計 (13) + (14)	15	
特 定 株 式 等 の 認 定	4		第 号	越	当 期 積 立 額 の うち 損 金 算 入 額 (5) - (11)	16	
当 期 積 立 額	5			算	期 末 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額 (12) - (15) + (16)	17	
積 立 限 度 額 の 計 算	当 期 に お い て 取 得 し た 特 定 株 式 等 の 取 得 年 月 日	6		貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 細	貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	18	
	(6) の 特 定 株 式 等 の うち 期 末 に 有 す る も の の 取 得 価 額	7			差 (18) - ( )	P46参照	
	同 上 の $\frac{20 \text{ 又 は } 50}{100}$ 相 当 額	8			当 期 分	貸 借 対 照 表 の 取 得 年 度 末 の 金 額 (15) - ((5) - ((18) - 前 期 の (18)))	20
	取 得 年 度 に 特 定 株 式 等 の 帳 簿 価 額 を 減 額 し た 金 額	9			前 以 前 期 分	当 期 に 生 じ た 差 額 の 合 計 額 (11) + (20)	21
積 立 限 度 額	10			前 以 前 期 分	前 期 末 に お け る 差 額 (前 期 の (19))	22	
積 立 限 度 超 過 額	11						
益 金 算 入 額 の 計 算							
積 立 事 業 年 度		当 初 の 積 立 額 の うち 損 金 算 入 額	期 首 現 在 の 額	当 期 益 金 算 入 額		翌 期 繰 越 額 (24) - (25) - (26)	
				5 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 に よ る (23) × $\frac{60}{60}$	(25) 以 外 の 場 合		
		23	24	25	26	27	
積 立 事 業 年 度 終 了 日 の 翌 日		円	円	円	円	円	
積 立 事 業 年 度 終 了 日 の 翌 日							
当 期 分							
計			円	円	円		

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金(資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除く。))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第1号)	10187	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金(資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除く。))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第2号)	10188	
海外投資等損失準備金(資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第3号)	10189	
海外投資等損失準備金(資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第4号)	10190	

※ 「第68条の43第8項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。